

令和3年(2021年)6月22日

金融庁 御中

日本司法書士会連合会

## コロナ禍での債務整理等についての意見書

## 1. コロナ禍での緊急小口貸付について

新型コロナウイルスの影響で収入が減り、生活費を補填するために、一時的な融資が必要となる家庭があることは周知の事実である。これに対応すべく、各地方自治体において、生活費を補うための緊急小口貸付が実施されており、利用者も著しく増大しているとの報道がなされている。

しかしながら、この融資にあたり、各家庭の状況を把握せず漫然と10万円から30万円程度の少額の貸付をすることは、一時的には生活の助けになるものの、中長期的には借入金を消費した後の生活をどのように立て直し、コロナ禍での生活をどう維持していくのかといった対策が不足していると思われる。

少なくとも、融資にあたっては他の借入れ状況を聞き取り、仮に他の借入れがあるのであれば専門機関を紹介し、生活の立て直しを図ることも必要である。そのうえで、必要に応じた小口の貸付を行うなど、各機関が連携していくべきである。

日本司法書士会連合会としては、司法書士会の総合相談センター等の窓口を活用し、可能な限りの協力をする用意が整っているため、貴庁においては、地方自治体等に各地の司法書士会と協力をするよう呼びかけをしていただきたい。

## 2. 債権管理回収事業者の債権回収の在り方について

債権管理回収事業者による時効期間経過後の債権を取得し、時効制度を理解していない債務者が少なくないことに乗じて訴訟を提起するなどして、判決を取得後、強制執行をするケースが未だに後を絶たない。

消滅時効期間経過後の債権にもかかわらず、提訴予告文書を送付し困惑した債務者に対し言葉巧みに支払可能額を聞き出し、和解をとりつけ時効中断事由を主張するケースや、付郵便送達によって、債務者が知らない間に債務名義を取得する場合、さらには、破産により免責となった債権を請求するような完全に違法な場合もある。

また、適法な手続きにより給料の差押えに至るケースもあるが、差押えをすると任意整理には応じず、債権を回収するまで、差押えを取下げない事業者も存在する。仮に和解に応じるとしても、一括返済又は一方的に債務額の3分の1程度の頭金を要求し、約定どおりの損害金を将来に渡って支払わなければ一切応じない債権管理回収事業者も存在する。

これらのことは生活に困窮している債務者への配慮など一切なく、間接的に親族や第三者からの借入れを要求し、まさに債務者以外からの弁済資金の調達を示唆しているに等しい行

為と言わざるを得ない。

貴庁におかれましては法務省と連携をはかり、債権管理回収事業者が債務者の生活に配慮した適切な事業運営を行うよう、時効期間経過後の債権譲渡や訴訟提起の制限等について、法改正及び事務ガイドラインの改訂に向けた検討を行っていただきたい。

### 3. 任意整理に応じない一部の貸金業者について

多重債務問題改善プログラムは、各関係団体の協力により多重債務者数の減少に繋がったが、一部の貸金業者の司法書士による任意整理の統一基準を蔑ろにする行為が未だに見受けられる。

一部の貸金業者は、多重債務問題改善プログラムを軽視し、専門家からの受任通知到達後、すぐに訴訟を提起して給料の差押えをし、任意整理に応じないなど、法の趣旨を尊重せず自らの利益のみを追求している。

こういった一部の業者の行いにより、自己破産等の法的手続きをとる必要がないにもかかわらず、そうせざるを得ない状況となっている債務者もいる。

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則の第1条では、「協会の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。」と定めているが、これを蔑ろにする会員に対し、貸金業協会は是正を求める指導をするべきである。

貴庁におかれましては、貸金業者に対し、債務者の状況を考慮したうえで、将来利息を付加しない等の任意整理による和解に応じるよう、適切な指導をしていただきたい。

また、任意整理に応じるが、取引期間の短い債務者の場合、将来利息を一律に請求する貸金業者も見受けられるが、債務者が短期間で債務整理をしなければならなくなる場合は業者の過剰与信の可能性も否定できない。

貸金業者にも一定の責任があるにも関わらず、責任をすべて債務者に押し付けるような対応は多重債務問題改善プログラムの趣旨に反する。

また、昨今はコロナ禍で生活が困窮し、やむなく借入れをしたが、収入が減少する中で返済が困難となり、借入れをして間もない期間での任意整理を選択せざるを得ない債務者も増加しているところ、生活を立て直すための任意整理に応じず将来利息を一律に請求することは、コロナ禍で生活が逼迫している債務者をますます追い詰めることとなる。

多重債務問題改善プログラムの趣旨に基づき、債務に苦しむ市民の生活を再建するため、これら貸金業者や債権回収会社に対し、業務の適正化をはかるべく、貴庁による適切な指導を求める。